



昭和25年8月31日印刷
昭和25年9月1日発行
奈良市民だより
【第一號】
編集者 奈良市役所庶務課 文利 印刷所 奈良共同印刷

發刊のことば

奈良市長

片岡安太郎



片岡安太郎市長

まくゆく筈はありません。そのためには、こちらから市政の実態をお知らせするとともに又皆様の御意見とか希望等を常に聴かせて頂かななくてはなりません。こうした場合に大別されること

もともと市政は、全市民自らが担当するのが望ましいのでありますが、実際問題としては不可能なことです。そこで止むなく市民に代つて政治をする人として、市長や市会議員を選挙することとなつていくわけですから、これが代表制民主主義といわれるものであります。

「市民だより」發刊に寄せて

奈良市助役

北澤善之



北澤善之氏

從つて、市民の皆さんは、自分達が市の政治をする費用として出している税金がどんな風に使われているか、又市では今後どんなことをしようとしているのかといったようなことを絶えず関心をもつて知つて頂くことが必要であります。又市長は、こうした市政のことを皆様にお知らせして十分理解して頂き皆さんの協力を得なければ、市政は

第一の視覚による広報とは、目を通しての広報であり、機関紙の発行とか、又ポスターの掲示とか或いは写真、図表等の展示等があげられるのであります。第二の聴覚による広報には、耳を通じての広報であり、講演会、座談会をはじめラジオの利用その他広報自動車による活動が数えられるのであります。第三の場合は、この目と耳の二つを通じて行う広報活動

であり、映画、演劇等がこれに類するであります。これらの広報活動を通じて、広く知らすと共に又皆さんの声を聴きしめて、政治を行うことが、とりも直さず民主政治であるわけであります。奈良市におきましても去る六月、行政組織の改革により、広報文書課が新たに設けられ、それ以来広報活動について色々計画中であります。去る第八回会において「奈良国際文化観光都市建設法」が両院を通過し、来る九月廿日、住民投票によつてこの法案の賛否を問うこととなりました。この法案は、憲法第九十五条による特別法であり、市としてのも重大問題であり、その内容及び趣旨等について十分理解した上で、投票して頂かねばならないと思つたので、特に第一号は「奈良国際文化観光都市建設法」に関する特集号として、皆様の前に初デビューすることと致しました。今後は大休月一回程度、時事刻々移り変わる市政の問題を捉へ、正しい情報を皆さんにお知らせすると共に、又皆様の御意見、要望等も承つて、市役所と市民を結び役目を果たしたいと念じています。そして「市民だより」が皆さんの「関心」と「理解」によつて育まれ、立派な協力者として成長させて頂けるよう切にお願い申し上げます。

奈良国際文化観光都市建設法通過について

市会議長

守田米次郎



守田米次郎氏

今回縣選出参事両院議員各位の御努力により我が奈良市が国際文化観光都市として建設される法律案が國會を通過したのには七万市民等しく欣快に堪えぬところである。東井代議士がこの法律を提出するに當つて竹村代議士を除く縣選出両院の代議士があんなに密接な連絡協調をしたのは從來なかつたと申されてはならないと思つたのであります。

奈良国際文化観光都市建設法について

奈良市長 片岡安太郎

奈良国際文化観光都市建設法は、如何なる法律であるか、又何故かのような法律を作らなければならないかという事を申し上げ、市民各位の御協力を得たいと存するのであります。御承知の如く、わが奈良市は、観光都市であり文化都市であるといふことは、今までも全国的に、否世界的に知られており、戦前には多数の内外人が来遊されたのであります。それは第一に、奈良市が風光明媚であるという点、即ち百六十坪に余る奈良公園は、すべて史蹟に富み、千古不芥の春日奥山には、うつそらたる原始林があつて、一木一草すべてが教育の資料なら

を得ますならば、奈良市に施行されることになるのであります。この国際文化観光都市建設

ざるはないのであります。次に歴史的な沿革があるという点であります。即ち、千三百年前の天平文化のけんらんたりし面影が、目のあたり現存致しておりまして、今なお残る七堂伽藍の跡を見ても昔をしのぶに足るのであります。而も古文化財、古美術品等の多数包蔵されておる点では、実に世界に冠たるものがあると思ふのであります。

こうした観光資源、文化資源を保存開発して、これにあらゆる施設を講じますならば、儼に国際的な観光都市、世界的な文化都市となるのであります。この保存開発に要する財源に乏しい奈良市と致しましては、この目的を達成するには、どうしても國の大きな力をからねばならないのであります。ここに奈良市にのみ適用される「奈良国際文化観光都市建設法」の制定施行が必要となつて参るのであります。

そこで、観光の目的とするところ、特に国際観光事業の目的と致しまして、

第一に、國際間の親善という事でありませう。わが國が久しきにわたる戦争によつて、國際間に不信用の感を持たれておることは事実であります。この不信用を回復し、眞に世界平和に寄與して國際場裡に活躍しようと思ふには、國際間の不信用を取戻すこと、即ち國際間の親善を深くすることでありませう。

とり入れ、その実情を知つてわが國の文化の向上に資せなければならぬのであります。千三百年前に、天平文化の栄えたのは中國、朝鮮の文化をとり入れ、學問、美術、工藝等を引き入れて、いまなお残る國宝建造物や古美術品がいんしんを極め、當時における最も繁栄時代を現出したこと、一に國外文化の交流に外ならなかつたのであります。

今や、わが國は、平和國家の建設を目ざして進むべき使命を持つわれわれと致しましては、文化を交流して平和的な歩みを進めてゆかねばならないと思ふのであります。

第二に、國際收支の改善、即ち外貨の獲得であります。戦前におけるわが國の輸出入の關係をみますと、いづれも輸入超過でありませう。それはわが國が、自給自足のできない國であつて、常に棉花、ゴム、石油、鉄鋼等外國依存の状態にあつたので、毎年輸出よりも輸入の額が増加しておつたことは止むを得ない実情にありました。試みに、わが國の輸出入の統計を調べてみますと、昭和九年には約一億五千万圓の輸入超過であり、その後戦前までは大体において一億程度の輸入超過であつたのであります。

この國際收支を決済致すについては移民の送金、海外における収益事業、海運業、その他観光収入等によつて利益を

奈良國際文化觀光都市建設法国会通過

九月二十日住民投票

奈良國際文化觀光都市建設法

- (目的)
- 第一條 この法律は、奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみて、國際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが國の経済復興に寄與するため、同市を國際文化観光都市として建設することを目的とする。
- (計画及び事業)
- 第二條 奈良國際文化観光都市を建設する都市計画(以下「奈良國際文化観光都市建設計画」という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、國際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。
- 第三條 奈良國際文化観光都市を建設する事業(以下「奈良國際文化観光都市建設事業」という)は、奈良國際文化観光都市建設計画を実施するものとする。
- (文化観光保存地区)
- 第三條 奈良國際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のために、文化観光保存地区を指定することができる。
- 2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならぬ。
- 3 奈良市は、條例をもつて文化観光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、奈良市は通常生ずべき損害を補償しなければならない。
- (事業の執行)
- 第四條 奈良國際文化観光都市建設事業は、奈良市の市長が執行する。
- 2 奈良市の市長は、地方自治の精神に則りその住民の協力及び関係諸機關の援助により奈良國際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。
- (事業の援助)
- 第五條 國及び地方公共團體の關係諸機關は、奈良國際文化観光都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。
- (特別の助成)
- 第六條 國は、奈良國際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合において、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共團體に対し、普通財産を讓與することができる。
- (報告)
- 第七條 奈良國際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに、完成するよう努め、少くとも六月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、毎年一回國會に対し、奈良國際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。
- (法律の適用)
- 第八條 奈良國際文化観光都市建設計画及び奈良國際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用する。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の奈良都市計画事業は、これを奈良國際文化観光都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本國憲法第九十五條の規定により、奈良市の住民の投票に付するものとす。

得て漸く輸入超過の埋合せを致しておつたのであります。今戦争前の観光収入を申し上げますと、昭和十年には来遊り外国人の数が約四万三千人、その後戦前までは何れも四万四、五千人程度であり、これによる収入は一億程度のもので、これによつて大部分の輸入超過のまかないをすることができたのであります。一億の物價が戦前の百倍として百億の収入があつたわけであり、それが今は移民の収入もなく、海外における収益事業は何もなく、船舶も戦前六百万噸といわれていたが、これも現在では外国航路に使われている船は僅かに十一隻という貧弱な状態で、これらを直ちに戦前の水準に復すことは、今のところ到底不可能であつて、ただ観光事業を盛んにして外貨の獲得を図るより外はないのであります。

そこで、奈良市のような文化、観光の資源に恵まれておる土地では、現在の状態に甘んずることなく、この古い都に新しい施設を加えて内外人の観光客をより多く迎えなければならぬ必要が起つてくるのであります。

然しながら、観光と申しましても産業の振興を妨げず、徒らに遊蕩的な設備をたつことは絶対にないものであります。観光施設即ち産業の振興と相まつて始めてその目的が達成し得られるのであります。又國その他の関係機関の援助を仰ぐといつても決して地方自治を傷けるようなことではないのであります。

その点については、これから申し上げる「奈良国際文化観光都市建設法」にはつきり定められており、又施設の計画においても市民多数の輿論を尊重して執行しつてゆきたいと思つております。

そこで、この法律の第一條と致しましては

国際文化観光都市建設による増税はありません

奈良市が文化観光都市としての、先刻申し上げた資格と目的を規定されておるのであります。

第二條は、普通の都市として、都市計画法という法律があつて、この法律によつて、普通の都市の施設ができるのであります。この国際文化観光都市建設法では、都市計画法以外の施設までできる

今回、第八國會において通過した奈良国際文化観光都市建設法はいよいよ九月二十日、奈良市民の賛否の投票を行うことになりました。ついで、このために増税されるとか、また仮りに今度の固定資産税や市民税等、市税の大増増税がこの建設法によるものと考えておられる向もあるかも知れませんが、これは大変な誤解でありまして、今回配布される令書はさきの第八國會によつて決められた改正地方税法によるものであつて、これにはそれぞれ税率が定められてあつて、法定限度以上の賦課は出来ない仕組になつております。

従つて、本市が今回皆様に納めて頂く事になる固定資産税や市民税は、この法定標準、即ち固定資産税は、既に定められてある賃貸価格を九百倍した額へ百圓当り一圓六十銭の税率、市民税は、昭和二十四年所得納税額一〇〇〇〇圓について一、八〇〇〇圓に、なお均等割として一人につき六〇〇圓の賦課率によるもので、決して奈良市が国際文化観光都市建設という大事業を實施せんがための増税ではなく、これは全國一律にわたり地方自治の強化を計るためのものであります。

建設法による事業執行のためには、國及び地方公共団体の關係機構から出来る限りの援助を受け、また國有財産(普通財産)も譲與されるので、これがために市民の税負担が加重されるような事は決してありません。

明るい奈良、文化観光都市奈良を建設するために、奈良市民の皆様は懇つて御協力下さい。

ことと規定せられておるのであります。例えば道路、上水道、下水道、河川の改修や運動場、住宅の経営、市場等は都市計画法で施設することが出来るのであります。それ以外の観光ホテルとか美術館とか、図書館とか、或いは動物園というような施設は特別法によらなければ施設することができないのであります。

又國宝の防災保存等につきましても、文化財保護法以上の保存対策を講じることが出来るのであります。

第三條では、保存地区を設ける規定でありまして、奈良市内の最も重要な地域即ち國宝のある地域や史蹟、名勝、公園等の地帯を特に保護するために市の條例で保存地区を設けて、その地区内の建物の

新築、改築、増築や、大石の採取除去等に制限を加えたつて、色々な施設を施すに於いて、國なり公共団体のあらゆる関係機関は、できる限りの援助をしなければならぬといふことで、而もこの援助は、極めて積極的に物心両方面において援助する義務を國や関係機関が負担してくるのであります。

かようにして、國や関係機関の援助と、市長の不断の活動と、市民の協力とによつてこの計画どおりの施設ができるのであります。

第六條では、國有財産譲與の規定でありまして、國有財産には、行政財産と普通財産があつて、行政財産と普通財産が、皇室の管理にかかるとか、國が直接公共の利用に供してゐる財産をいふのであります。それ以外の財産はすべて普通財産であります。

わが奈良市には國有財産が公園敷地におきまして、五三町歩余り、それ以外の國有林が一五三町歩その他に建物等相当あるわけでありまして、これらの國有財産は、市民の熱意と関係機関の援助によつては市に譲與をうけることができると思ふのであります。

第四條は、この文化観光都市建設事業は、奈良市の市長が執行するのであります。

この点は現在喧しく叫ばれてゐる地方自治の強化と相ともなるのであります。特に法律の中には、市長は「地方自治の精神に則り」という字句が加えられておるのであります。そしてこの法律を執行して文化観光都市を建設するためには、不断の活動をしなければならぬ義務を負つておるのであります。

第七條は、この国際文化観光都市建設事業の進行状況を市長から六カ月ごとに建設大臣に報告することになつており、内閣総理大臣は毎年一回國會に対して、事業の状況を報告する義務を規定したものであります。

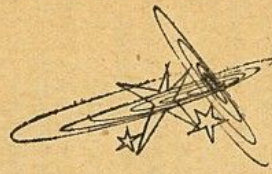
第八條は、第三條から第七條までの特別に該当する外は、都市計画法及び特別都市

計画法第三條の綠地地域の指定と効果を準用する旨が定められてゐるものであります。以上國際文化観光都市建設法の内容の概要を申し上げたのであります。この法律は先般第八國會を通過致したのであります。これを施行するに於いては、奈良市の住民投票を行わねばならないのであります。これは一般法と違つて、奈良市にだけ適用される法律でありますから、特に住民投票の規定が設けられているわけでありまして、そこで住民投票の結果、有効投票の過半数の賛成投票があれば始めて特別法として執行することができるとなるのであります。来る九月二十日の投票には、有権者の方は一人の棄権もないよう何卒御協力下さらんことをお願い致します。

奈良市 財務部

なお、市民の方々からの問合せの中に、かような大事業をやるといふことになれば、市民に増税をせしめたり、莫大な負担をかけるようなことはないかといふ御質問がしばしばあります。その点は絶対心配御無用といふことを言明致します。

この点に關しましては、既に建設に邁進しているのを見ましても、奈良市に対して國庫から相當な援助をうけることは間違いないのであります。従いましてこの特別法による建設事業に關しましては市民の皆様に對しまして特別の負担をかける必要は考慮してあります。



『奈良國際文化觀光都市建設法』 N・H・Kの電波にのる

八月二十四日午前七時十五分「奈良縣民の時間」に、片岡市長と大和タイムス社長今西丈司氏の対談放送が行われた。

今西社長 今度第八國會を通した奈良國際文化觀光都市建設法は、一体どういう目的で作られたものですか？

片岡市長 それは今西さん、私が前から考へてつづけて来たことですが「すべて道の道がローマに通ずる」という言葉があるように、外國人が「ローマ」への旅を思つただけでも古代への非常な憧れを持つたといわれております、それと同じように、奈良は東洋のローマでありギリシヤであると思ひます。

建設に邁進しているのを見ましても、奈良市に対して國庫から相當な援助をうけることは間違いないのであります。従いましてこの特別法による建設事業に關しましては市民の皆様に對しまして特別の負担をかける必要は考慮してあります。

以上この法案の目的、内容等につき概要を申し上げたのであります。市民の皆様もこの法律の意義を十分認識下さいまして、奈良の幸福と繁榮のため絶大なる御協力を賜りますようお願いする次第であります。

これにふさわしい施設を構はて行こうというのが、この法律のねらいです。

それで、この度の法律で奈良の向うべき新しい生命を興えられたのみでなく、これが又外貨による、うるおともなり、ひいては奈良市の繁栄と幸福とを約束づけるものと思ふのです。しかしこの世界的な大事業は単に奈良市だけでは、成しとげられるものでありません。國なり縣なりあらゆる機關の援助のもとに、市民のたゆまざる努力と、心からなる協力とによつて実現していかう。そして一つは、國際親善と觀光文化の三つの特質をもつた立派な街にし上げたいと願ひしておるのです。これがため必要な法的措置が、い

ゆる今回の「奈良國際文化觀光都市建設法」というのです。

今西社長 今の御話しの文化資源、觀光資源というのを具体的にいえばどんなものですか？

片岡市長 これは今西さん、一つは奈良公園がそれには百六十万坪に余る自然の公園の中には、あのやわらかい感じのする芝生とこけむした礎石、奥山の原始林等の四季それぞれ自然の魅力を満ち溢れております。まだそれのみではあります。またその山のスロープや飛火野に群れ遊ぶ鹿の姿等、又丸窓の梅といつたように実に数えつくせない觀光資源があり、又今西さん御承知のとおり天平の昔に結晶された東大寺の大佛を始め、興福寺、薬師寺、唐招提寺等の國宝物、特に正倉院の御物等数多くの古美術の姿が現存しておくのが文化觀光資源といふのであります。

今西社長 それはまあわかりましたが、今後奈良市では文化觀光都市建設についてどんな計画で仕事を進められますか？

片岡市長 さかです。市として一應のプランはできています。更に文化觀光都市としての奈良市にふさわしい、びつたりあてはまる年次計画をたてるのが一番大切なことと思ひます。そこで、各界の代表者や學識経験を網羅した「奈良國際文化觀光都市建設審議會」を組織し、あらゆる角度から、この目的に沿つた具体的な実施計画を立ててだんだん実行に移したいと思つております。さしづめ道路や下水道、上水道や公園内の施設や國宝の保存に必要な修理防災といった設備等、戦時中から荒れたままの手がつけられなかつたものを先に取り上げてやつて行きたいと思つております。その他奥山原始林を開発して、他に例のない自然公園を作つたり、また池、荒池をつないできれいな水をたたえた遊園池をつくりたいと考えています。

今西社長 この法律では、これまでなかつた奈良市民だけの住民投票をやるということですが、何のためにするのですか？

片岡市長 これはね、一般に法律は、日本の國の全地域にわたつて適用されるものですが、この法律は奈良市民にだけ適用される特別な法律です。これは私の方へもよく聞きにこられるので、この法律は決して市民に増税をするものではないと、市民の税金を納めて頂く税金ですが、これは地方税法によつて定められた税を課するのであります。市が勝手に増税できないこととなつて、いますし地方税法に反して増税するようなことは決してありません。この点は特に御心配なさらないように、皆様に申して戴きたい、又寄付その他の名儀でとり立てるのでないかと心配される方もあります。しかし、これもこの建設事業については寄付募集等は絶対に致しません。

今西社長 仲々この事業の遂行は法律ができたかといつても困難でしょうね。

片岡市長 そうです、この事

業を突進して行くのにはい
くつかの非常な困難を覚悟
せねばならぬと思ひます。
然しわれわれの先祖が天平
の昔においてあの世紀の大
事業であつた大佛殿を建立
した事を思ひますならば、
あの氣魄と市民の熱情と理
解によつてどんな困難も乗
り切る決心でおります。

住民投票について

「奈良国際文化観光都市建設
法」といふ法律案が、去る第
八臨時國會を通過し、近く住
民投票に付されることとなり
ますが、この住民投票とはど
んなことでしょうか。

普通、法律は國の全域にお
つて適用されるものです
が、この「奈良国際文化観光
都市建設法」は奈良市にだけ
に適用される特別の法律なの
です。ですから一般にこうし
た特定の地域を限つて適用さ
れる法律を「一部份法」に対
して「特別法」と呼ばれている
のです。

憲法では一般法については
第五十九条條で

「法律案はこの憲法に特別の
定のある場合を除いては、兩
議院（衆議院と参議院）で可
決したとき法律となる」と規
定してあります。特別法につ
いては、「特別の定」として
その第九十五條に「一の地方
公共團體のみに適用される特
別法は法律の定めるところに
より、その地方公共團體の住
民の投票においてその過半数
の同意を得なければ、國會は

今西社長 只今の説明で良く
わかりましたし、又奈良市
長の決心のほども伺いまし
て非常に愉快に感じます。
この法律の趣旨に対しては
大賛成です。今度の市民投
票において私も立派な成績
があがるよう大いに協力致
します、どうか折角の御努
力を御願ひ致します。

あつたときは、内閣総理大
臣はその日から五日以内に
關係地方公共團體の長にそ
の旨を通知するとともに、
当該法律その他關係書類を
移送しなければならぬ。
3 前項の規定による通知が
あつたときは、關係普通地
方公共團體の長は、その日
から三十一日以後六十日
内に選挙管理委員会をして
当該法律について賛否の投
票を行わしめなければなら
ない。

これを制定することができな
い」と規定してあります。
ここに「法律の定めるところ
により」とは、地方自治法
の第二百六十一條を指すので
あつて、それによれば
「一の地方公共團體のみに適
用される特別法が國會にお
いて議決されたときは、衆
議院議長は当該法律を添え
てその旨を内閣総理大臣に
通知しなければならぬ。
2 前項の規定による通知が

奈良国際文化観光都市 建設法が生れるまで

建設法が生れるまで

奈良国際文化観光都市建設
法が、國會でどんな経路をた
どつて審議されたかをふり返
つてみると

七月二十一日（金）東井三代
次衆議院議員外十五名から
提出、同日衆議院建設常任
委員会に付託
七月二十二日（土）衆議院建
設常任委員会において可決
七月二十五日（火）衆議院本

會議に上程、建設委員長が
委員会の審査の経過及び
結果の報告があつた後、討
論があつて採択に入り、委
員長報告通り可決、直ちに
参議院に送付、同日参議院
建設常任委員会に付託
七月二十六日（水）参議院建
設常任委員会において、全
會一致で可決
七月二十八日（金）参議院本

會議に上程、建設委員長が
委員会の審査の経過及び
結果の報告があつた後、討
論があつて採択に入り、委
員長報告通り可決、直ちに
参議院に送付、同日参議院
建設常任委員会に付託
七月二十六日（水）参議院建
設常任委員会において、全
會一致で可決
七月二十八日（金）参議院本

いて頂くこととなるわけで
す。こうした特別法は既に広
島、長崎の外東京都、別府、
熱海、伊東、横須賀、佐世保、
舞鶴、吳の各市も有り、今回
は横浜、神戸、それに京都と
奈良のために國會で可決され
たものであります。
全國二百四十余の都市の中
で、特別法により國家及び地
方公共團體の關係諸機關から
特別の援助を受ける都市は京
都、奈良を含めて僅かに十四
都市であります。

これは奈良市が世界におい
て明びな風光と歴史的文化
的、美術的に重要な地位を文
明していることに、今次戦争に
際して特に爆撃の目標から
外されたことから考へても当
然のことといへ、この文化
財と観光資源を維持し、これ
に近代的な施設を加へ、いわ
ゆる「國際文化観光都市」と
して建設すべき大きな責任が
課せられたわけでありませう。
來るべき住民投票には、こ

會議に上程、建設委員長が
委員会の審査及び結果の
報告があつた後、採択に入
り、委員長報告通り可決
以上の通りで、これだけ見れ
ば極く簡単に國會を通過した
ようであるが、七月二十一日
衆議院に提出されるまでに、
七月十一日に自由党の政務調
査会、十二日に総務会、國會
対策委員会及び代議士会にか
けてこれを通し、十三日には
衆議院の建設委員会に内交渉
で法文の整理をなし、十五日

會議に上程、建設委員長が
委員会の審査及び結果の
報告があつた後、採択に入
り、委員長報告通り可決
以上の通りで、これだけ見れ
ば極く簡単に國會を通過した
ようであるが、七月二十一日
衆議院に提出されるまでに、
七月十一日に自由党の政務調
査会、十二日に総務会、國會
対策委員会及び代議士会にか
けてこれを通し、十三日には
衆議院の建設委員会に内交渉
で法文の整理をなし、十五日

投票所を二十カ所に!

の投票の意義と、法案の内容
を十分理解せられ、一人の棄
権者もないようそして他都市
に負けない立派な投票成績を
挙げるよう協力下さるようお
願ひ致します。

こんどの住民投票から、皆
様の便宜のため投票所を七ヶ
所ふやし、二十ヶ所とします
から、一人残らず投票して下
さい。
なお当日投票に行けない人

- 住民投票の投票所
- 第一投票所 般若寺文殊堂
 - 第二投票所 若草保育園
 - 第三投票所 鼓阪小学校
 - 第四投票所 大佛殿内西側廻廊
 - 第五投票所 白毫寺西勝寺
 - 第六投票所 飛鳥小学校
 - 第七投票所 井上町天理教々會所
 - 第八投票所 南京終町青果市場
 - 第九投票所 奈良小学校
 - 第十投票所 学藝大学附屬中
 - 第十一投票所 菖蒲池町称名寺
 - 第十二投票所 佐保小学校
 - 第十三投票所 法華寺町會所
 - 第十四投票所 大宮小学校
 - 第十五投票所 三條會館
 - 第十六投票所 樺井小学校
 - 第十七投票所 西蓮寺
 - 第十八投票所 都跡公民館
 - 第十九投票所 藥師寺
 - 第二十投票所 市役所

に衆議院に仮提出するとも
に關係方面との折衝に入つた
のであるが、最初簡単にOK
が出るものと樂觀していた
ところ、地方自治権を侵害す
るおそれありとの点で、一時
は法案の成立を絶望される事
態に立至り暗礁にのり上げた
のであるが、漸く七月二十一
日の解を得て正式提案の運び
に至つたのであつて、この法
案の提案者の代表たる東井家
議院議員はじめ関係者の苦心
は並べならぬものがあつた。
なお、この法案は議員提出
議案として、次の十六名によ
つて提案された。

東井三代次、井上信貴男
内藤 安吉、倉石 忠雄
佐藤 栄作、瀬戸山三男
田中 角榮、根本龍太郎
藤井 平治、前田 正男
益谷秀次、藥師神岩太郎
山口喜久一、天 野久
中島 茂喜、前田栄之助
右十六名の外、現建設大臣
増田甲子七、更に内閣総理大
臣吉田茂の両氏も全幅の賛意
を表され、署名していただいた
ことを特に申添えておきた

奈良国際文化の
観光都市建設法の
市民投票の書き方について

◎来る九月二十日午前七時より午後六時までに行われる奈良国際文化観光都市建設法の市民賛否投票は次の様式でこれまで議員候補者の氏名を書いた所に「賛成」又は「反対」と選挙人がそれぞれ自書することになりました。「○や×」は無効になります。投票用紙の様式



○注 意
一、奈良国際文化観光都市建設法の制定に賛成の人は「賛成」と書き、反対の人は「反対」と書くこと。
二、他のことは書かないこと。

奈良国際文化観光都市
建設法制定賛否投票

特別投票 (不在者投票について)

来る九月二十日の投票当日いろいろの事故のため投票所に行くことができない人のために、不在者投票が一般の選挙のときと同じようにできますから、次のどれかに該当する人は証明書を添えて市の選挙管理委員会に申し出るか郵便で請求して下さい。
1、奈良市の選挙人名簿に登録されている人が奈良市の区域外において投票当日職務又は業務に従事中等るとき(選挙人の属する官公署その他これに準ずるもの長又はその従事する業務の業務主の証明書を提出すること)
2、又皆様が投票当日やむを得ない用務又は事故のため奈良市の区域外に旅行中か又は滞在中であるとき(選挙人の属する官公署その他これに準ずるもの長、もしくはその従事する業務の業務主、選挙人の住所の長(奈良市長)又は当該用務もしくは事故のため旅行中もしくは滞在中であるべき地の医師・歯科医師・産婆・もしくは市町村長の証明書を提出のこと)
3、更に皆様が疾病・負傷・妊娠もしくは不具のため又は産褥であるため歩行が著しく困難であるとき(医師・歯科医師・産婆の証明書を提出のこと)

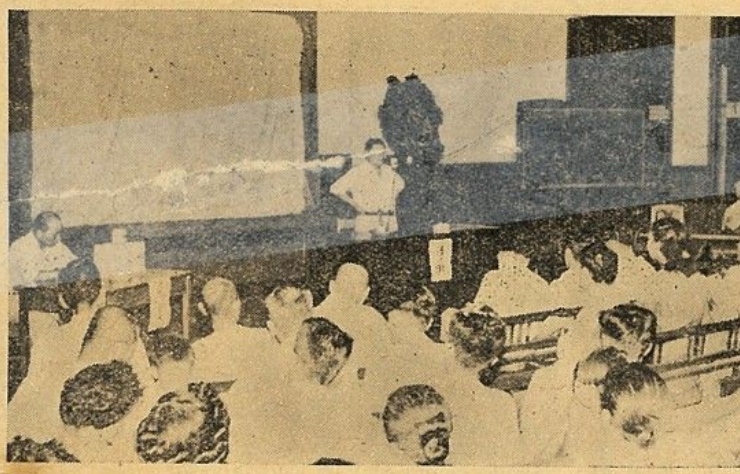
以上のように不在者投票又は代理投票の制度があつて不在とか病臥中又は歩行困難の方も自宅にいながら貴重な選挙権を行使できるのです。九月二十日の投票日には一人もれなく投票いたしましよ。

代理投票

身体上の故障又は文盲により、自ら当該選挙において文字を記載することができない人は、投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて投票させることとなつています。

『市民集會』再開!!

昨年社会教育活動の一つとして発足した『市民集會』は、二



建設法の説明をする片岡市長一昭25,8,23, 於 佐保小学校

諸種の事情により中絶していたが、このたび広報活動の一つとして行うこととなつた。なお再開第一回の議題は、過般第八国会を通過した憲法第九十五條による特別法「奈良国際文化観光都市建設法」が、来る九月二十日住民投票を控えていることでもあり、その趣旨、内容等十分知つて置かねばならないということから、各校区とも、この問題を取り上げ、この法案の國會通過に文字通り寝食を忘れて活躍された片岡市長から、親しく説明を聞くことになり、次の日程で行われた。

★公聴板

市政についての質問、御意見等皆さんの声をお待ちしています。どしどし市広報文書課へお寄せ下さい。

- 八月十七日 午後八時 済美小学校
 - 八月十八日 午後七時 阪阪小学校
 - 八月十九日 午後七時 榊井小学校
 - 八月廿一日 午後八時 飛鳥小学校
 - 八月廿二日 午後八時 三條会館
 - 八月廿三日 午後八時 佐保小学校
 - 八月廿四日 午後八時 都跡公民館
- 当日は、半年ぶりの市民集會でもあり、且つ問題が、奈良市の今後の進み方に関する大問題でもあるため、どこの会場も大入満員、質問も活発を極め、市民集會の名にふさわ

「一 等 壹 萬 圓 の 賞 金 は ?」

奈良市選挙管理委員会では、発表までお持ち下さい、これは個人賞として

今回の「奈良国際文化観光都市建設法」の住民投票については、棄権防止のため、特に抽籤を行うことになりました。

その方法は、投票を終つてから出口で、投票済の証という券をお渡ししますが、これには番号が刷つてありそれがそのまま抽籤券となりますから、この券は九月下旬の抽籤金を出す事になっていきます。

その町の有権者総数に

十圓を乗じた金額

一 等 九圓
二 等 八圓
三 等 七圓
四 等 六圓
五 等 五圓
六 等 四圓
七 等 三圓
八 等 二圓
九 等 一圓

この抽籤は、九月末日抽籤会を行つて発表をしますから、有権者の方は九月二十日の投票日には一人ももれなく投票されることを望んでいます。

(奈良市選挙管理委員会)

編集後記



かねてからの懸案であつた広報機関紙も「市民だより」と銘打つていよいよ今月より毎月一回市民の皆様にお目見得することとなつた。

創刊号からの表情としては少々かたくなつた傾向があると思うが、今回は特に北沢助

住 民 投 票 の 成 績 は ?

憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法は、今まで十四都市に制定されましたが、既に住民投票の終つた広島、長崎、東京、横須賀、佐世保、呉、舞鶴、別府、伊東及び熱海の投票成績はどうかでしようか、下表によつてご覧下さい。

さて来る九月二十日の奈良市の住民投票は、どんな結果を示すでしょうか。これは市民の皆様様の胸三寸に認められた謎です。

— 建設法世界が見ているこの一票 —

法律名	関係地方公共団体	国会通過年月日	賛否投票年月日	有権者数(投票者数)	賛否投票結果	投票結果
法律名	広島市	昭四、五、二	昭四、七、七	(七六九六三)	賛成	昭四、七、三
法律名	長崎市	昭二、三、二	昭二、七、七	(八、一六、七)	賛成	昭四、七、三
法律名	東京都	昭三、四、三	昭三、六、四	(三、四一、二二五)	賛成	昭三、六、一
法律名	横須賀市	昭三、四、二	昭三、六、四	(一、四七、五五)	賛成	昭三、六、一
法律名	佐世保市	昭三、四、二	昭三、六、四	(八三、五〇)	賛成	昭三、六、一
法律名	呉市	昭三、四、二	昭三、六、四	(八、九二、二)	賛成	昭三、六、一
法律名	舞鶴市	昭三、四、二	昭三、六、四	(四、七、五三)	賛成	昭三、六、一
法律名	別府市	昭三、四、七	昭三、六、一	(五、〇、三三)	賛成	昭三、六、一
法律名	伊東市	昭三、五、一	昭三、六、一	(一、八、五五)	賛成	昭三、六、一
法律名	熱海市	昭三、五、一	昭三、六、一	(一、七、九三)	賛成	昭三、六、一
法律名	京都市	昭三、七、二	昭三、九、二〇	(一、〇、八三)	賛成	昭三、七、三
法律名	奈良市	昭三、七、二	昭三、九、二〇	(一、〇、八三)	賛成	昭三、七、三
法律名	神戸市	昭三、七、二	昭三、九、二〇	(一、〇、八三)	賛成	昭三、七、三
法律名	横濱市	昭三、七、二	昭三、九、二〇	(一、〇、八三)	賛成	昭三、七、三

四都市の第一位は ?